

# 山梨県公報

第千六百七十八号

平成十八年

六月二十九日

木曜日

平成十八年六月二十九日

山梨県知事 山本 栄彦

## 目次

生活保護法に基づく介護機関の指定	四九五
生活保護法に基づく指定介護機関の変更	四九七
生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	四九八
腐蝕病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定の解除	四九九
県営土地改良事業計画の変更	四九九
道路の区域変更	五〇〇
道路の供用開始	五〇〇
県の区域の境界に係る道路の管理に関する協定	五〇〇
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	五〇〇
一定の団の土地の区域内に存することとなる各建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことの認定	五〇七
建築基準法に基づく道路位置指定(二件)	五〇七
<b>公 告</b>	
一般競争入札について	五〇七
落札者等の決定について	五〇九
土地改良区役員の退任及び就任	五〇九
土地区画整理事業の終了認可	五一〇
<b>監査委員</b>	
外部監査人の監査の事務を補助させることができる旨の協議	五一〇

## 告 示

### 山梨県告示第三百四十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関を指定した。

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人恵信福祉会	山梨市南千三百三十五番地	デイサービスセンター「恵信口ジェ」	山梨市南千三百三十五番地	平成十七年七月一日
社会福祉法人恵信福祉会	山梨市南千三百三十五番地	短期入所介護事業「恵信口ジェ」	山梨市南千三百三十五番地	平成十七年七月一日
株式会社二チイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地	アイリスケアセンター甲府西	甲府市下飯田二丁目四番三十号	平成十七年六月十五日
社会福祉法人中道町社会福祉協議会	東八代郡中道町下向山千五百十六番地	社会福祉法人中道町社会福祉協議会	東八代郡中道町下向山千五百十六番地	平成十七年九月七日
社会福祉法人中道町社会福祉協議会	東八代郡中道町下向山千五百十六番地	中道居宅介護支援事業所	東八代郡中道町下向山千五百十六番地	平成十七年九月七日
株式会社介護センター花岡	中巨摩郡田富町西花輪二千七百十七番地二	株式会社介護センター花岡甲府店	中巨摩郡田富町西花輪二千七百十七番地二	平成十七年九月四日
有限会社ティエス企画	山梨市万力九百九十八番地	ケアセンターこころ	南都留郡富士河口湖町船津二千十一番地	平成十七年十月一日
有限会社ハピネスフレンド	甲斐市西八幡七百二十四番地九	有限会社ハピネスフレンド	甲斐市西八幡二千二百九十七番地七	平成十七年八月一日
有限会社ハピネスフレンド	甲斐市西八幡七百二十四番地九	有限会社ハピネスフレンド	甲斐市西八幡二千二百九十七番地七	平成十七年九月一日

市川三郷町	1	特定非営利活動 法人ハビネス2	南都留郡富士河 口湖町船津六千 八百九番地一	富士吉田市上暮 地一丁目十八番 三十四号	有限会社とまり 樹	有限会社とまり 樹	富士吉田市上暮 地一丁目十八番 三十四号	平成十七年 十一月一日
西八代郡市川三	1	特定非営利活動 法人ハビネス2	南都留郡富士河 口湖町船津六千 八百九番地一	富士吉田市上暮 地一丁目十八番 三十四号	有限会社とまり 樹	有限会社とまり 樹	富士吉田市上暮 地一丁目十八番 三十四号	平成十七年 六月一日
市川三郷町		訪問看護ステ	西八代郡市川三	平成十七年				
小林鴻	甲府市幸町九番 二十三号	小林皮膚泌尿器 科医院デイケア センター幸町	西八代郡市川三 郷町市川大門四 百十六番地	平成十七年 六月十五日				
社会福祉法人市 川三郷町社会福 祉協議会	西八代郡市川三 郷町市川大門四 百十六番地	社会福祉法人市 川三郷町社会福 祉協議会	西八代郡市川三 郷町市川大門四 百十六番地	平成十七年 十月一日				
社会福祉法人明 清会	富士吉田市上吉 田字熊穴四千五 百八十四番地	デイサービスセ ンター「慶和荘	富士吉田市上吉 田字熊穴四千五 百八十四番地	平成十七年 十月一日				
社会福祉法人明 清会	富士吉田市上吉 田字熊穴四千五 百八十四番地	特別養護老人ホ ーム「慶和荘」 短期入所生活介 護事業所	富士吉田市上吉 田字熊穴四千五 百八十四番地	平成十七年 十月一日				
社会福祉法人明 清会	富士吉田市上吉 田字熊穴四千五 百八十四番地	居宅介護支援事 業所「慶和荘」	富士吉田市上吉 田字熊穴四千五 百八十四番地	平成十七年 十月一日				
株式会社メデカ ジャパン	埼玉県鴻巣市天 神三番六百七十 三号	山梨ケアセンタ ーそよ風	山梨市上神内川 十五番地五	平成十七年 七月一日				
社会福祉法人寿 真会	中巨摩郡玉穂町 極楽寺七百四十 八番地	特別養護老人ホ ーム「らくえん	中巨摩郡玉穂町 極楽寺七百四十 八番地	平成十七年 十月一日				
有限会社真栄自 動車工業	富士吉田市下吉 田千六百七十八 番地	有限会社真栄自 動車工業	富士吉田市下吉 田千六百七十八 番地	平成十七年 九月一日				
有限会社とまり 樹	富士吉田市上暮 地一丁目十八番 三十四号	有限会社とまり 樹	富士吉田市上暮 地一丁目十八番 三十四号	平成十七年 十一月一日				

株式会社二チイ 学館	郷町市川大門四 百十六番地	アイリスケアセ ンター甲府西	東京都千代田区 神田駿河台二丁 目九番地	平成十七年 十一月一日				
有限会社卓	甲府市羽黒町千 六百一番五号	デイサービスほ のか	甲府市小瀬町五 百七十三番二号	平成十七年 十一月一日				
社会福祉法人甲 州市社会福祉協 議会	甲州市塩山上於 曾三百四十九番 地一	社会福祉法人甲 州市社会福祉協 議会大和訪問介 護事業所	甲州市大和町田 野七十七番地	平成十七年 十一月一日				
社会福祉法人甲 州市社会福祉協 議会	甲州市塩山上於 曾三百四十九番 地一	社会福祉法人甲 州市社会福祉協 議会大和デイサ ービスセンター	甲州市大和町田 野七十七番地	平成十七年 十一月一日				
社会福祉法人甲 州市社会福祉協 議会	甲州市塩山上於 曾三百四十九番 地一	社会福祉法人甲 州市社会福祉協 議会塩山訪問介 護事業所	甲州市塩山上於 曾三百四十九番 地一	平成十七年 十一月一日				
社会福祉法人甲 州市社会福祉協 議会	甲州市塩山上於 曾三百四十九番 地一	社会福祉法人甲 州市社会福祉協 議会塩山訪問入 浴事業所	甲州市塩山上於 曾三百四十九番 地一	平成十七年 十一月一日				
医療法人恵信会	甲州市塩山上於 曾千九百九十五 番地	恵信クリニツク ケアステーション	甲州市塩山上於 曾千九百九十五 番地	平成十七年 十一月一日				
甲州市長職務執 行者	甲州市塩山上於 曾千四百四十番 地	甲州市訪問看護 ステーション	甲州市塩山上於 曾九百七十七番 地五	平成十七年 十一月一日				
社会福祉法人ふ れあい倶楽部	西八代郡市川三 郷町高田三千四 十三番地	介護老人福祉施 設りんどうの里	西八代郡市川三 郷町高田三千四 十三番地	平成十七年 十二月一日				

特定非営利活動 法人介護屋きわ み	南巨摩郡増穂町 最勝寺千四百番 地二	特定非営利活動 法人介護屋きわ み	中巨摩郡玉穂町 若宮五十一番地 四サングリーン ファンテH号	平成十八年 一月一日
社会福祉法人北 杜市社会福祉協 議会	北杜市高根町箕 輪新町五十番地	長坂訪問介護事 業所	北杜市長坂町長 坂上条二千五百 七十五番地十九	平成十七年 十二月一日
有限会社山梨介 護サービス	笛吹市一宮町小 城七百四十七番 地	指定通所介護事 務所「デイサービ スセンター」あ かつき	笛吹市石和町唐 柏五百三十八番 地二	平成十七年 三月十五日
有限会社グッド ケア	甲府市住吉四丁 目六番二十四号	有限会社グッド ケア「デイサー ビスセンター」 よつ葉	甲府市東光寺二 丁目十九番二十 九号	平成十七年 十二月二日
有限会社小春日 和	甲府市貢川本町 一番八号	住宅支援小春日 和	甲府市貢川本町 一番八号	平成十七年 十二月一日
有限会社友愛	甲斐市西八幡四 千二十七番地一	「デイサービスわ たぼうし	甲斐市西八幡四 千二十七番地一	平成十七年 七月一日
社団法人山梨勤 労者医療協会	甲府市宝一丁目 九番一号	石和共立病院通 所「ハビリテー ション	笛吹市石和町広 瀬六百二十三番 地	平成十七年 十月一日
稲見民江	南アルプス市在 家塚八百九十五 番地	特定非営利活動 法人ケアプラン いなみ	南アルプス市在 家塚八百九十五 番地	平成十七年 十一月一日
特定非営利活動 法人ハピネス2 1	南都留郡富士河 口湖町船津六千 八百九番地一	特定非営利活動 法人ハピネス2 1「ハピネス居宅 介護支援事業所	南都留郡富士河 口湖町船津六千 八百九番地一	平成十七年 十二月一日
株式会社介護セ ンター「花岡	長野県諏訪郡下 諏訪町六千八百 十八番地一	居宅介護支援事 業所「フラワー 甲府	中巨摩郡田富町 西花輪二千七百 十七番地二	平成十八年 一月五日

社団法人山梨勤 労者医療協会	甲府市宝一丁目 九番一号	甲府共立診療所	甲府市宝一丁目 十番五号	平成十七年 十二月二十 六日
メデイカル・ケ ア・サービス株 式会社	埼玉県さいたま 市大宮区大成町 一番地二百四十 六	モアライフ葺崎	葺崎市竜岡町下 条南割百九十二 番地三	平成十七年 十二月二十 一日
有限会社ケアサ ービス青空	甲府市武田二丁 目十二番十四号	有限会社ケアサ ービス青空	甲府市武田二丁 目十二番十四号	平成十八年 一月四日
社会福祉法人富 士河口湖町社会 福祉協議会	南都留郡富士河 口湖町小立二千 四百八十七番地	社会福祉法人富 士河口湖町社会 福祉協議会	南都留郡富士河 口湖町小立二千 四百八十七番地	平成十八年 二月一日
医療法人立史会	甲府市上阿原町 千五百一十一番 地	ノイエス訪問介 護「ステーション	甲府市中央一丁 目一番十七号	平成十七年 十一月一日
中央市	中央市白井阿原 三百一番地一	中央市豊富居宅 介護支援事業所	中央市大鳥居三 千八百六十六番 地	平成十八年 二月二十日
社会福祉法人中 央市社会福祉協 議会	中央市下河東六 百二十番地	中央市社会福祉 協議会豊富支所	中央市大鳥居三 千七百三十八番 地一	平成十八年 二月二十日

**山梨県告示第三百五十号**  
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により指  
定した介護機関に次のとおり変更があった  
平成十八年六月二十九日

山梨県知事 山本 栄彦

事業者の名称	主たる事務所の 所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更事項
有限会社オオノ	甲府市天神町四 番七号	訪問介護事業所 あい	甲府市天神町四 番七号	事業者及び 事業所の所 在地

株式会社二チイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地	アイリスケアセンター甲府西	甲府市下飯田二丁目四番三十号	事業所の所在地
株式会社やさしい手甲府	甲府市青葉町十四番十五号	やさしい手昭和事業所	中巨摩郡昭和町築地新居三百七十四番地一	事業者の所在地及び事業所の名称
有限会社オギハラ介護サービス	塩山市上塩後千二百十番地	有限会社オギハラ介護サービス	塩山市上塩後千二百十番地	事業者及び事業所の所在地
株式会社二チイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地	アイリスケアセンター甲斐	甲斐市篠原千六百五十九番地	事業所の名称
有限会社グッドケア	甲府市住吉四丁目六番二十四号	有限会社グッドケア東光寺ヘルバーステーシヨン「子ぶた」	甲府市東光寺二丁目十九番二十九号	事業所の名称及び所在地
有限会社グッドケア	甲府市住吉四丁目六番二十四号	有限会社グッドケア「居宅介護支援事業所」	甲府市朝氣三丁目十五番二十一号	事業所の所在地
社会福祉法人北杜市社会福祉協議会	北杜市高根町箕輪新町五十番地	白州武川訪問介護事業所	北杜市白州町白須千三百四十一番地	事業所の名称
社会福祉法人甲州市社会福祉協議会	甲州市塩山上於曾三百四十九番地一	甲州市社会福祉協議会大和訪問介護事業所	甲州市大和町田野七十七番地	事業所の名称
社会福祉法人甲州市社会福祉協議会	甲州市塩山上於曾三百四十九番地一	甲州市社会福祉協議会大和デイサービスセンター	甲州市大和町田野七十七番地	事業所の名称
社会福祉法人甲州市社会福祉協議会	甲州市塩山上於曾三百四十九番地一	甲州市社会福祉協議会塩山訪問介護事業所	甲州市塩山上於曾三百四十九番地一	事業所の名称

社会福祉法人甲州市社会福祉協議会	甲州市塩山上於曾三百四十九番地一	甲州市社会福祉協議会塩山訪問入浴事業所	甲州市塩山上於曾三百四十九番地一	事業所の名称
ケアワークス有 limite 社	甲府市下石田二丁目一番二十四号	ケアワークス居宅介護支援事業所	甲府市下石田二丁目一番二十四号	事業者及び事業所の所在地
医療法人どちべインクリニク	中巨摩郡玉穂町成島二千四百三十九番地一	昭和ふれあい診療所	中巨摩郡昭和町清水新居千三百十四番地	事業所の名称
田野倉正臣	甲斐市龍地五千三百四十五番地六	たのくらクリニク	韮崎市藤井町南下条三百三十八番地	事業者の所在地

山梨県告示第三百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により指定した介護機関は、廃止した。  
平成十八年六月二十九日

山梨県知事 山本 栄彦

事業者の名称	主たる事業所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地
株式会社二チイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地	アイリスケアセンター甲府中央	甲府市中央一丁目二番十二号白十字ビル2F
市川大門町社会福祉協議会	西八代郡市川大門町四百十六番地	社会福祉法人市川大門町社会福祉協議会	西八代郡市川大門町四百十六番地
株式会社メデカジヤパン	埼玉県鴻巣市天神三番地六百七十三	山梨ケアセンターそよ風	山梨市上神内川十五番地五
有限会社ハピネスフレンド	甲斐市西八幡七百二十四番地九	有限会社ハピネスフレンド勝沼ヘルパーステーション	甲州市勝沼町小佐手千百二十一番地一

市川大門町	西八代郡市川大門町千七百九十番地三	訪問看護ステーション西八代	西八代郡市川大門町四百十六番地
社会福祉法人大和村社会福祉協議会	東山梨郡大和村田野七十七番地	大和村社会福祉協議会	東山梨郡大和村田野七十七番地
社会福祉法人塩山市社会福祉協議会	塩山市上於曾九百七十七番地五	社会福祉法人塩山市社会福祉協議会	塩山市上於曾九百七十七番地五
塩山市	甲州市塩山上於曾千四十番地	塩山市訪問看護ステーション	甲州市塩山上於曾九百七十七番地五
株式会社北杜介護支援センター	北巨摩郡長坂町渋沢七百二十五番地二十八	株式会社北杜介護支援センター	北杜市長坂町渋沢七百二十五番地一
社団法人山梨勤労者医療協会	甲府市宝一丁目九番一号	甲府駅前共立診療所	甲府市丸の内二丁目九番二十八号
社会福祉法人河口湖町社会福祉協議会	南都留郡富士河口湖町小立二千四百八十七番地	社会福祉法人河口湖町社会福祉協議会	南都留郡富士河口湖町小立二千四百八十七番地
社会福祉法人豊富村社会福祉協議会	東八代郡豊富村大鳥居三千七百三十八番地一	社会福祉法人豊富村社会福祉協議会	東八代郡豊富村大鳥居三千七百三十八番地一
豊富村	中央市大鳥居三千八百六十六番地	豊富村役場	中央市大鳥居三千八百六十六番地
社会福祉法人中道町社会福祉協議会	東八代郡中道町下向山千五百十六番地	社会福祉法人中道町社会福祉協議会	東八代郡中道町下向山千五百十六番地
社会福祉法人中道町社会福祉協議会	東八代郡中道町下向山千五百十六番地	中道居宅介護支援事業所	東八代郡中道町下向山千五百十六番地
上九一色村	西八代郡上九一色村古関千五百十八番地	上九一色村	西八代郡上九一色村古関千七百七十四番地

株式会社ディー・プラン	甲府市飯田四丁目一番二十一号	認知症対応型共同生活介護グループホームモアライフ荻崎	荻崎市龍岡町下条南割百九十二番地三
社団法人山梨勤労者医療協会	甲府市宝一丁目九番一号	武川診療所	北杜市武川町牧ノ原千三百七十一番地

**山梨県告示第三百五十二号**

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則（昭和三十一年山梨県規則第五十二号）第四条第一項の規定による腐蝕病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定（平成十八年山梨県告示第二百八十一号及び第二百九十八号）は、解除する。ただし、当該指定のうち、平成十八年山梨県告示第三百二十五号において解除した指定に係る部分については、この限りでない。

平成十八年六月二十九日

山梨県知事 山本 栄彦

**山梨県告示第三百五十三号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（畑地帯総合整備事業上石森地区）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十八年六月二十九日

山梨県知事 山本 栄彦

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成十八年六月三十日から同年七月二十八日まで

三 縦覧場所

山梨市役所

四 異議申立期間

平成十八年七月二十九日から同年八月十二日まで

**山梨県告示第三百五十四号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成十八年七月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年六月二十九日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 日向宿線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡南部町大字万沢字日向二七八三番の二地先から 南巨摩郡南部町大字万沢字日向二七八四番の一地先まで	七・四 一・一・六	一五・六 二二・二		一八・八

**山梨県告示第三百五十五号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成十八年七月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年六月二十九日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	日向宿線	南巨摩郡南部町大字万沢字日向二七八三番の二地先から 南巨摩郡南部町大字万沢字日向二七七四番の一地先まで	五三・〇	平成十八年 六月二十九 日

**山梨県告示第三百五十六号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十九条第一項の規定により、行政区域の境界に係る道路の管理に関する協定を、次のとおり締結した。

平成十八年六月二十九日

山梨県知事 山本 栄彦

一次の道路の区間は、山梨県をもって管理者とする。

道路の種類 及び路線名	区 間	備考
県道日向宿線 出線 県道六原塩	静岡県静岡市清水区大字六原字竹ノ沢三二三番の三地先から 山梨県南巨摩郡南部町大字万沢字日向二七八五番地先まで	西国橋

- 二 協定締結日 平成十八年六月二十一日
- 三 協定の相手方 静岡市長 小嶋善吉

**山梨県告示第三百五十七号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土木部砂防課及び富士・東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年六月二十九日

山梨県知事 山本 栄彦

一 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示 (図面省略)
大月市	竹の内 1	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり (図面省略)
	竹の内 2	急傾斜地の崩壊	
	竹ノ向 1	急傾斜地の崩壊	
	竹ノ向 2	急傾斜地の崩壊	



竹ノ向 の5 1	竹ノ向 の3 2	竹ノ向 の3 1	竹ノ向 の2・竹 ノ向 の4	竹ノ向 3	竹ノ向 2	竹ノ向 1	八坪 2	八坪 1	大寺山 2	大寺山 1	中ブロ 2	中ブロ 1	上和田の 5 2	上和田の 5 1	上和田の 4	上和田の 3 2	上和田の 3 1	上和田の 2	上和田 2	上和田 1
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

山下沢	上平	八坪 の3	八坪 の2	八坪 3	八坪 2	八坪 1	オモレ 4	オモレ 3	オモレ 2	オモレ 1	上和田 の5 2	上和田 の5 1	上和田 の4 2	上和田 の4 1	上和田 の3 2	上和田 の3 1	上和田 の2 2	上和田 の2 1	上和田	竹ノ向 の5 2
土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

上野原市																				
諏訪の2 2	諏訪の2 1	諏訪の4	諏訪	奈須部 6	奈須部 5	奈須部 4	奈須部 3	奈須部 2	奈須部 1	東沢川	川村沢	沢入沢	南沢	オモレ沢	上八坪沢	八坪沢	八坪沢の1	井戸地向沢	上井戸地沢	井戸地沢
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
次の図のとおり (図面省略)																				

新町の2 2	新町の2 1	新町 2	新町 1	新田倉の2 2	新田倉の2 1	小沢	新井の3	八米の2 2	八米の2 1	八米 3	八米 2	八米 1	山風呂	山風呂・山風呂	向風の3 2	向風の3 1	向風の2	向風	諏訪の3	諏訪の5
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊



新井 の 2	新井	西原 の 2	西原	塚場 2	塚場 1	奈須部 の 2 3	奈須部 の 2 2	奈須部 の 2 1	奈須部	新町三丁目 3	新町三丁目 2	新町三丁目 1	新田倉	新田倉の 4 3	新田倉の 4 2	新田倉の 4 1	新田倉の 3 4	新田倉の 3 3	新田倉の 3 2	新田倉の 3 1
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

奈須部沢	奈須部南沢	大越路沢の 6	大越路沢の 5	大越路沢の 4	大越路沢の 2	大越路沢の 1	大房沢	大堀川	水窪沢	虎丸沢	山風呂沢	向風北沢 2	向風北沢 1	奈須部の 2	小沢	諏訪	奈須部	向風 3	向風 2	向風 1
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

二 土砂災害特別警戒区域

大月市										市町村名							
上和田の4	上和田の3 2	上和田の3 1	上和田の2	上和田の2	上和田の1	竹ノ向の2	竹ノ向の1	竹の内 2	竹の内 1	土砂災害特別警戒区域の名称	奈須部川	小沢 1	小沢 2	羽佐間 1	羽佐間 2	羽佐間 3	桜ヶ丘
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土石流	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り
										土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項							
										次の図のとおり (図面省略)							

上和田の5 1	上和田の5 2	中ブ口 1	中ブ口 2	大寺山 1	大寺山 2	八坪 1	八坪 2	竹ノ向 1	竹ノ向 2	竹ノ向 3	竹ノ向 の2・竹ノ向 の4	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
------------	------------	----------	----------	----------	----------	---------	---------	----------	----------	----------	---------------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

上和田の5 1	上和田の5 2	中ブ口 1	中ブ口 2	大寺山 1	大寺山 2	八坪 1	八坪 2	竹ノ向 1	竹ノ向 2	竹ノ向 3	竹ノ向 の2・竹ノ向 の4	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
------------	------------	----------	----------	----------	----------	---------	---------	----------	----------	----------	---------------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

上八坪沢	八坪沢	八坪沢の1	井戸地向沢	上井戸地沢	井戸地沢	山下沢	上平	八坪の3	八坪の2	八坪3	八坪2	八坪1	オモレ4	オモレ3	オモレ2	オモレ1	上和田の52	上和田の51	上和田の42	上和田の41
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

														上野原市						
向風の32	向風の31	向風の2	向風	諏訪の3	諏訪の5	諏訪の22	諏訪の21	諏訪の4	諏訪	奈須部6	奈須部5	奈須部4	奈須部3	奈須部2	奈須部1	東沢川	川村沢	沢入沢	南沢	オモレ沢
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

次の図のとおり  
(図面省略)

新田倉	新田倉の4 3	新田倉の4 2	新田倉の4 1	新田倉の3 4	新田倉の3 3	新田倉の3 2	新田倉の3 1	新町の2 2	新町 2	新町 1	新田倉の2 2	新田倉の2 1	小沢	新井の3	八米の2 2	八米の2 1	八米 3	八米 1	山風呂	山風呂・山風呂
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

向風北沢 1	奈須部の2	小沢	諏訪	奈須部	向風 3	向風 2	向風 1	新井 の2	新井	西原 の2	西原	塚場 2	塚場 1	奈須部 の2 3	奈須部 の2 2	奈須部 の2 1	奈須部	新町三丁目 3	新町三丁目 2	新町三丁目 1
土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

向風北沢 2	土石流
山風呂沢	土石流
虎丸沢	土石流
水窪沢	土石流
大堀川	土石流
大越路沢の1	土石流
大越路沢の2	土石流
大越路沢の4	土石流
大越路沢の5	土石流
大越路沢の6	土石流
奈須部南沢	土石流
奈須部沢	土石流

**山梨県告示第三百五十八号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条第二項の規定により一定の団の土地の区域内に存することとなる各建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことを認定したので、同条第八項の規定により次のとおり告示する。  
平成十八年六月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 認定番号

山梨県指令建指第六七五号

二 認定対象区域

甲斐市竜王新町字元免許一四五番一、一四八番、一四七番一、一四七番二、一四九番二

三 認定対象区域等を表示した図書の縦覧場所

山梨県土木部建築指導課

**山梨県告示第三百五十九号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。  
平成十八年六月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 道路の位置

甲斐市西八幡字西冷間一九五七番七、一九五八番四

二 道路の幅員

五・八三メートル

三 道路の延長

二八・二四メートル

**山梨県告示第三百六十号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。  
平成十八年六月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 道路の位置

笛吹市石和町河内字宮窪二六二番四

二 道路の幅員

最大四・七五メートル 最小四・七四メートル

三 道路の延長

三四・八五メートル

**公 告**

● 一般競争入札について  
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。  
平成十八年六月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 一般競争入札に付する事項
- 1 業務の名称  
自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）システム開発業務
- 2 業務の仕様等  
自動車保有関係手続のワンストップサービスに伴う税務システムの開発に関する事務。なお、詳細は、入札説明書で定める内容等であること。
- 3 履行期間  
契約日の翌日から平成二十年三月三十一日まで
- 4 履行場所  
山梨県総務部税務課（山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）及び山梨県税務関係機関
- 二 一般競争入札の参加資格
- 1 平成十八年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十八年山梨県告示第九十四号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
- 2 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- 三 入札手続等
- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県総務部税務課システム管理担当 電話〇五五 二二三 一三八八
- 2 入札説明書の交付方法  
この公告の日から平成十八年七月十二日（水）までの山梨県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場所において交付する。
- 3 入札説明会の日時及び場所  
平成十八年七月六日（木）午後一時三十分 山梨県庁北別館五〇四会議室
- 4 入札参加資格確認申請書の提出方法  
平成十八年七月七日（金）から同年七月二十日（木）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに山梨県総務部税務課システム管理担当（山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に持参すること。
- 5 入札及び開札の日時及び場所

- 6 郵送による入札書の受領期限及び場所  
平成十八年八月四日（金）午後五時までに山梨県総務部税務課システム管理担当（郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すること。
- 7 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 8 入札の無効  
この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- 9 落札者の決定方法  
規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 四 その他
- 1 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 2 入札保証金  
免除
- 3 契約保証金  
契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
- 4 契約書作成の要否  
要
- 5 その他  
詳細は、入札説明書による。
- Summary  
1 Nature and quantity of the services to be required  
Development of Taxation System for Yamanashi Prefectural Government 1 set

2 Date and time for tender  
1:30PM August 8,2006

3 Bureau in charge  
System Management Section, Tax Division, General Affairs Department,  
Yamanashi Prefectural Government 6-1 Marunouchi 1-chome Koufu-shi  
Yamanashi-Ken 400-8501 JAPAN TEL055-223-1388

● 落札者等の決定について  
次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。  
平成十八年六月二十九日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 落札決定に係る役務の名称及び数量  
消防防災ヘリコプター「あかふじ」エンジンオーバーホールに伴うエンジンの取付  
取下ろし等及び定期耐空証明検査整備業務 一式
  - 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
山梨県総務部消防防災課 山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号
  - 三 落札者を決定した日  
平成十八年六月七日
  - 四 落札者の氏名及び住所  
朝日航洋株式会社 東京都豊島区南池袋二丁目四十九番四号
  - 五 落札金額  
三千二百二十五千円
  - 六 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
  - 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日  
平成十八年四月二十七日

● 土地改良区役員の退任及び就任  
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、甲西土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。  
平成十八年六月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	塩沢 貞雄	南アルプス市湯沢八四番地	平成十八年六月七日
同	高石 鷹雄	湯沢九〇七番地	同
同	今津 幸喜	湯沢八二一番地	同
同	横澤 茂	湯沢九二一番地三	同
同	深沢 誠	落合二二八九番地	同
同	深沢 経生	落合一九九〇番地	同
同	新津 人実	落合一七二番地	同
同	新津 政昭	落合一二二〇番地	同
同	金子 正勝	塚原一七二番地	同
同	石川 勇	川上五六九番地	同
同	浅川 誠	川上五六四番地	同
同	野田 廣茂	鮎沢一五三番地	同
同	小林 順一	古市場一六九番地一	同
同	今沢 忠文	西南湖四二八四番地	同
監事	市橋 幸男	湯沢四三番地	同
同	藤巻 磯雄	鮎沢五七九番地	同

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	塩沢 成憲	南アルプス市湯沢八二番地	平成十八年六月八日



同	深沢よし江	同	湯沢八五八番地	同
同	依田 富雄	同	湯沢七五三番地	同
同	高石 康三	同	湯沢九二六番地	同
同	塩沢 義弘	同	落合二〇七七番地	同
同	深澤 良守	同	落合一〇三一番地	同
同	深澤 眞一	同	落合一〇六一番地	同
同	深澤 正史	同	落合一二三五番地	同
同	新津 人寛	同	落合一七二番地	同
同	深澤 光裕	同	塚原九八番地	同
同	浅川三千男	同	川上五八四番地	同
同	浅川 惇	同	川上五三七番地	同
同	望月 哲夫	同	鮎沢一四七番地	同
同	大久保 勝	同	古市場四一六番地一	同
監事	石川 勇	同	川上五六九番地	同

● 土地区画整理事業の終了認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十三条第一項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の終了を認可した。

平成十八年六月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 土地区画整理事業の名称

大月駅前通線土地区画整理事業

二 施行認可の年月日

平成十三年十二月十七日

三 終了認可の年月日  
平成十八年六月二十九日

監査委員

山梨県監査委員告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第二項の規定により、外部監査人平嶋育造の監査の事務を補助させることができる旨の協議が調ったので、次のとおり告示する。

平成十八年六月二十九日

山梨県監査委員  
勝 早 白 渡  
良 正 井 辺  
三 秋 成 亘  
人

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
小杉 重雄	東京都東村山市萩山町五六一九 二〇五	平成十八年六月十三日 平成十九年二月二十日
小俣 光文	山梨県大月市初狩町下初狩一八五二 一	平成十八年六月十三日 平成十九年二月二十日
田中 佑幸	山梨県甲府市大手三四二〇A棟	平成十八年六月十三日 平成十九年二月二十日
梶原 稔	山梨県南都留郡富士河口湖町大石二 九五三	平成十八年六月十三日 平成十九年二月二十日
小林 春男	山梨県甲斐市篠原一八五五 一八	平成十八年六月十三日 平成十九年二月二十日
塚田 祥	山梨県笛吹市春日居町別田二	平成十八年六月十三日 平成十九年二月二十日
中嶋 正	埼玉県さいたま市緑区東浦和六一 五三	平成十八年六月十三日 平成十九年二月二十日

須藤 正浩	栃木県下都賀郡大平町大字新一三八九	平成十八年六月十三日 平成十九年二月二十日
佐々木 威夫	山梨県大月市梁川町新倉八九	平成十八年六月十三日 平成十九年二月二十日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番